「輸出入品原産地条例」

2005 年 1 月 1 日 日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国国務院令 第416号

『中華人民共和国輸出入品原産地条例』はすでに2004年8月18日国務院第61回常務会で採択され、現在ここに予備交付し、2005年1月1日より執行する。

総理 温家宝 二〇〇四年九月三日 『中華人民共和国輸出入品原産地条例』

第一条 正確に輸出入品の原産地を確定するため、有効に各項の貿易措置を実施するとともに、対外貿易の発展を促進し、本条例を制定する。

第二条 本条例は最恵国待遇、反ダンピングや反助成、保障措置、原産地標記管理、国別数量制限、関税配当額などの非特恵性貿易措置及び政府購買、貿易統計などの活動を実施する輸出入品の原産地の確定に適用する。

特恵性貿易措置の実施は輸出入品の原産地の確定に対し、本条例は適応しない。具体的方法は、中華人民共和国の締結する或いは参加する国際条約、協定の関係規定に基づき別に制定する。

第三条 一つの国家(地区)で完成獲得する物品は、当該国(地区)を原産地とする。二つ以上の国家(地区)が生産に参与する物品は、最後に実質的改変を完成した国家を原産地とする。

第四条 本条例第三条全てにおいて完全に一つの国家(地区)で獲得する物品は、以下のとおりである。

- (一) 当該国(地区)で出生して飼育された生きた動物
- (二) 当該国(地区)の野外で捕獲、漁獲、採集した動物
- (三) 当該国(地区)で生きた動物を獲得し加工を通していない物品
- (四) 当該国(地区)で収穫した植物と植物産品
- (五) 当該国(地区)で採掘した鉱物
- (六) 当該国(地区)で獲得した本条例第(一)項から第(五)項の範囲以外のその他の天然生成物品
- (七) 当該国(地区)で生産過程中発生した廃棄或いは回収使用する廃棄粉砕料
- (八) 当該国(地区)で収集した修復或いは修理できない物品、或いは当該物品から回収した部品及び材料
- (九) 合法的に当該国旗を掲げた船舶によって、その領海以外の海域で獲得した海洋漁獲物とその他の物品
- (十) 合法的に当該国旗を掲げた加工船上において本条例第(九)項目で挙げた物品を加工して獲得する製品
- (十一) 当該国領海以外の専有採取権を所有する海域或いは海底から獲得した物品
- (十二) 当該国(地区)で本条例(一)項から第(十一)項で列挙する物品中生産を完成した製品

第五条 物品が一つの国家(地区)で完全に獲得したかについて確定する時、下記の微少加工或いは処理を

輸出入品原産地条例 / 日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 考慮しない。

- (一) 物品を輸送、貯蔵期間保存するための加工或いは処理
- (二) 物品の積み下ろしを便利にするための加工或いは処理
- (三) 物品の販売のための包装などの加工或いは処理

第六条 本条例第三条に規定する実質的改変の確定標準は、徴税に関する規則条例で分類改変することを基準とする。徴税に関する規則条例の分類改変は実質的改変を反映できない場合、その価値のパーセンテージ、製造或いは加工工程などを補充標準とする。具体的な標準は、税関総署会商務部、国家質量監督検験検疫総局によって制定する。

本条例第一項で称する徴税に関する規則条例の分類改変とは、ある一つの国家(地区)において非当該国(地区)の原産材料を製造、加工した後、獲得する物品が『中華人民共和国輸出入税則』の級別税目分類において変化が発生したことを指す。

本条例第一項で称する価値のパーセンテージとは、ある一つの国家(地区)において非当該国(地区)の原材料を製造、加工した後の増値部分で、物品価値の超過所得部分の一定パーセンテージを指す。

世界貿易組織『非特恵原産地規則の協調』の実施前、輸出入の物品原産地の実質的改変の具体的標準を確定し、税関総署会同商務部、国家質量監督検験検疫総局によって実際情況に基づき別に制定する。

第七条 物品の生産過程で使用されたエネルギー源、工場、設備、機器や工具の原産地、並びに物品を構成に関わらない物質或いは組立部品の材料の原産地は、当該物品の原産地の確定に影響しない。

第八条 輸出入品を随所包装するパッケージ、パッケージ材料と容器は、『中華人民共和国輸出入税則』において当該物品とひとまとめに分類され、当該パッケージ、パッケージ材料や容器の原産地は、包装された物品の原産地の確定に影響しない。当該パッケージ、パッケージ材料や容器の原産地は、単独で確定されることはなく、包装された物品の原産地が即ち当該パッケージ、パッケージ材料や容器の原産地となる。

輸出入品を随所包装するパッケージ、パッケージ材料や容器は、『中華人民共和国輸出入税則』において当該物品とひとまとめに分類されない場合、本条例の規定に従って当該パッケージ、パッケージ材料や容器の原産地を確定する。

第九条 正常割り当ての種類と数量に従った輸出入品に付随する付属品、スペア部品、工具や紹介説明資料は、『中華人民共和国輸出入税則』において当該物品とまとめて分類する場合、当該付属品、スペア部品、工具や紹介説明資料の原産地は、当該物品の原産地の確定に影響しない。当該付属品、スペア部品、工具や紹介説明資料の原産地は単独で確定せず、当該物品の原産地が、即ち付属品、スペア部品、工具や紹介説明資料の原産地となる。

輸出入品に付随する付属品、スペア部品、工具や紹介説明資料は「中華人民共和国輸出入税則」において、当該物品をまとめて分類するが、正常割り当ての種類や数量を超える場合、並びに「中華人民共和国輸出入税則」において当該物品をまとめて分類しない場合、本条例の規定に基づき当該付属品、スペア部品、工具や紹介説明資料の原産地を確定する。

第十条 物品に対する全ての加工或いは処理は、中華人民共和国の反ダンピング、反助成、保障措置などを回避するための関係規定がある場合、税関は当該物品の原産地を確定する時、この種の加工と処理を考慮しなくてよい。

第十一条 輸出入品の受取人は『中華人民共和国税関法』及び関連規定に基づき、輸出入品の税関申告の手続きを行う時、本条例規定の原産地確定基準に基づき、輸出入品の原産地を申請しなければならない。

輸出入品原産地条例 / 日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 同一まとまりである物品の原産地が異なる場合、別々に分けて原産地を申告しなければならない。

第十二条 輸出入品の輸入前、輸入品の受取人或いは輸入品と直接関係のあるその他の当事者は、正当な理由がある場合、書面で税関に申請し、輸入品の原産地を前もって決定する必要がある。申請人は規定に基づき税関に提出する原産地予備確定資料を作成する。

税関は原産地予備確定書類の申請及び全ての必要な資料を受け取ってから150日以内に、本条例の規定に基づき当該輸入品について原産地予備確定を作成し、対外的に公布する。

第十三条 税関で申告を受けた後、本条例の規定に基づき輸出入品の原産地を審査確定しなければならない。

すでに原産地の予備確定を作成した物品は、予備確定を作成した日から3年以内で実際輸入する時、税関を通してその実際輸入する物品と予備確定で記述した物品は一致し、本条例で規定する原産地確定標準に変化がない場合、税関は新たに当該輸入品の原産地を確定しない。税関を通して審査した実際輸入する物品と予備確定で記述した物品が一致しない場合、税関は本条例の規定に基づき新たに当該輸入品の原産地を審査確定する。

第十四条 税関は輸入品の原産地を審査確定する時、輸入品の受取人に当該物品の原産地証明を提出するよう要請することができ、且つ予備審査する。必要な場合、当該物品の輸出国(地区)の関連機構に要求して当該物品の原産地を審査することができる。

第十五条 対外貿易経営者が提出する書面申請に基づき、税関は『中華人民共和国税関法』第四十三条の規定に基づくことができ、輸入する物品の原産地について原産地の調整裁定を確定し、対外公布する。

同じ物品の輸入は、同様の行政裁定を適用しなければならない。

第十六条 国家は原産地の標記を管理する。物品或いはそのパッケージ上の原産地の標記がある場合、その原産地標記に標示する原産地は、本条例に基づき確定した原産地と一致する。

第十七条 輸出品の発送人は、国家質量監督検験検疫総局に所属する各地の出入国検験検疫機構、中国国際貿易促進委員会及びその地方分会(以下査証機構と称する)に輸出品原産地証明を申請受領することができる。

第十八条 輸出品の発送人は、輸出品原産地証明を申請受領し、査証機構において登記登録の手続きを 行い、規定に基づき輸出品の原産地を実際申告する場合、査証機構に輸出品原産地証明で必要な資料を 提出する。

第十九条 査証機構は、輸出品の発送人の申請を受け取った後、規定に基づき輸出品の原産地を確定審査し、輸出品原産地証明を発行する。中華人民共和国境内の輸出品に属さない物品は、輸出品原産地証明書の発行を拒否する。

輸出品原産地証明書の発行管理に関する具体的方法は、国家品質監督検験検疫総局会同国務院のその他の関係部門、機構によって別に制定される。

第二十条 輸出品の輸入国(地区)の関係機構の請求は、税関、査証機構が輸出品の原産地情況に対し審

輸出入品原産地条例 / 日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 査を行い、すぐにその審査情況を輸入国(地区)の関係機構に知らせる。

第二十一条 物品原産地の確定資料と情報を用いて、関係規定に基づき提供する或いは当該資料と情報の単位、個人の許可を得て提供することができる。

第二十二条 本条例規定に違反して輸出品の原産地を申告する場合、『中華人民共和国対外貿易法』や『中華人民共和国税関法』、『中華人民共和国税関行政処罰実施条例』の関係規定に基づいて処罰する。

第二十三条 偽作材料を提供し輸出品原産地証明書を騙し取る或いは輸出品原産地証明の偽造、変造、売買又は窃盗行為を行う場合、出入国検験検疫機構、税関によって5000元以上10万元以下の罰金に処する。騙し取り、偽造、変造、売買又は窃盗したものが、税関の通過証明となる輸出品原産地証明である場合、物品価値と同等価値以下の罰金に処す。但し、物品価値が5000元以下の場合は、5000元の罰金に処する。違法所得がある場合、出入国検験検疫機構、税関によって違法所得を没収される。犯罪を形成する場合、法に基づき刑事責任を追及される。

第二十四条 輸入品の原産地標記と本条例に基づき確定した原産地が一致しない場合、税関によって改正を命じられる。

輸出品の原産地標記と本条例に基づき確定した原産地が一致しない場合、関税、出入国検験検疫機構によって改正を命じられる。

第二十五条 輸出入品の原産地を確定した担当者が本奨励規定に違反した手順で原産地を確定した場合、 或いは熟知している商業機密を漏らした場合、又は職権を乱用する、職責を軽んずる、私情にとらわれ不合理 なことを行う場合、法に基づき行政処分される。違法所得がある場合、違法所得を没収される。犯罪を形成す る場合、法に基づき刑事責任を追及される。

第二十六条 本条例の以下の用語に含まれる意味: 獲得とは、捕獲、漁獲、採集、収穫、採掘、加工或いは生産などを指す。

物品原産地とは、本条例に基づき確定したある物品の獲得国家(地区)を指す。

原産地証明書とは、輸出国(地区)が原産地規則と関係要求に従って発行するものであり、ある一つの特定 国家(地区)を物品原産として明確に当該証明に指し示した証明書類を指す。

原産地標記とは、物品或いはパッケージ上に当該物品原産地の文字或いは図形を明記したものを指す。

第二十七条 本条例は2005年1月1日より執行する。1992年3月8日国務院公布の『中華人民共和国輸出入品原産地規則』、1986年12月6日税関総署発布の『中華人民共和国税関 輸入品原産地に関する暫定施行規定』は、これと同時に廃止する。